

栃木県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例

平成19年3月28日

条例第21号

(事務局の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定により、栃木県後期高齢者医療広域連合議会に事務局を置く。

(委任規定)

第2条 法令又は条例に定めがあるものを除くほか、事務局について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。